

京都大学資金運用管理委員会要項

(平成29年7月11日総長裁定制定)

第1条 京都大学（以下「本学」という。）に、適正な資金運用に資するため、資金運用管理委員会（以下「管理委員会」という。）を置く。

第2条 管理委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 資金管理計画の策定又は見直しに関する事項
- (2) 国立大学法人京都大学資金運用実施要領（平成29年3月17日財務担当理事裁定）の改廃に関する事項
- (3) その他資金運用に関する事項

2 管理委員会は、本学における資金運用に係る業務執行の状況を監視する。

3 管理委員会は、財務担当の理事に対し資金運用に係る業務執行の状況の報告を求め、必要に応じて、財務担当の理事に対し意見を述べるものとする。

第3条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員5名以上で組織する。

- (1) 資金運用専門委員会の委員（財務担当の理事を除く。） 1名
- (2) 資金の管理及び運用に関する専門的知識を有する学外者 2名以上
- (3) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項各号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第1号の委員の任期は、当該委員の資金運用専門委員会委員の任期と同一とする。

4 第1項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

第4条 管理委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員以外の委員から総長が指名する。

2 委員長は管理委員会を招集し、議長となる。

第5条 管理委員会は委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 管理委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に定めるもののほか、管理委員会の議事の運営に関し必要な事項は、管理委員会が定める。

第6条 管理委員会は、四半期に1回開会するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開会できるものとする。

第7条 管理委員会の事務は、財務部財務課において処理する。

第8条 この要項に定めるもののほか、管理委員会に関し必要な事項は、管理委員会が定める。

附 則

1 この要項は、平成29年8月1日から施行する。

2 この要項の施行後最初に委嘱する第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成30年9月30日までとする。